

国民健康保険料の計算方法・料率が変わります

平成23年度から国民健康保険料の計算方法が「住民税をもとに計算する方式」から「所得額をもとに計算する方式」に変わりました。

保険料の決定通知書と納付書は6月中旬にお送りする予定です。平成23年度の保険料(4月から翌年3月)は、平成23年6月から平成24年3月までの10回払いとなります。



保険料の計算式

世帯の保険料は、前年の総所得金額等・加入者の人数・年齢によって計算されます。

基礎(医療)分保険料	後期高齢者支援金分保険料	介護分保険料
所得割額 加入者全員の算定基礎額※の合計額 × 6.13%	所得割額 加入者全員の算定基礎額※の合計額 × 1.96%	所得割額 40~64歳の加入者の算定基礎額※の合計額 × 1.47%
均等割額 31,200円 × 加入者数	均等割額 8,700円 × 加入者数	均等割額 13,200円 × 40~64歳の加入者数
最高限度額51万円	最高限度額14万円	最高限度額12万円

「総所得金額等」とは…

所得割額の計算に用いる所得のことで、年金・給与・事業所得などと分離課税として申告された株式の譲渡所得や配当所得・土地などの譲渡所得・山林所得などの所得です。繰越純損失がある場合は損益通算後の所得です。

- 年金所得…公的年金等収入額-公的年金等控除額/非課税年金(遺族年金・障害年金)は年金所得に含まれません。
- 給与所得…給与収入額-給与所得控除額
- 事業所得…事業収入金額-必要経費(事業専従者控除がある方は、控除後の所得が事業所得となります。)
- 土地譲渡所得…譲渡益-特別控除額
- ★退職所得は「総所得金額等」には含まれません。

※算定基礎額=平成22年分の総所得金額等-基礎控除額(33万円)
ただし算定基礎額は、保険料の経過措置(次ページ参照)により算出された金額になる場合があります。

料率等が以下のように変わりました

		22年度【改正前】	23年度【改正後】	備考
所得割額料率	基礎(医療分)	住民税額×80%	算定基礎額×6.13%	算定基礎額=前年の総所得金額等-33万円
	後期高齢者支援金分	住民税額×23%	算定基礎額×1.96%	算定基礎額=前年の総所得金額等-33万円
	介護分	住民税額×19%	算定基礎額×1.47%	算定基礎額=前年の総所得金額等-33万円
均等割額	基礎(医療分)	31,200円	31,200円	変更なし
	後期高齢者支援金分	8,700円	8,700円	変更なし
	介護分	12,000円	13,200円	変更あり
賦課限度額(年間)	基礎(医療分)	50万円	51万円	変更あり
	後期高齢者支援金分	13万円	14万円	変更あり
	介護分	10万円	12万円	変更あり

保険料Q&A

Q1 なぜ計算方法を変える必要があるのですか?

A この計算方法は、国民健康保険法施行令で計算方法の原則として定められており、所得に応じて幅広い世帯が保険料を負担する保険制度の理念にかなう方式です。

従来の住民税額をもとに計算する方式では、所得額が前年と同じでも、税制改正により、保険料が激変するなどの影響がありました。そのため、住民税の影響を受けにくい所得額をもとに計算する方法に移行することにしました。

Q2 23区や他の市町村で計算方法の違いはありますか?

A 23区では国民健康保険料は統一方式を採用しているため、区ごとで違いはありません(ただし、介護保険料の料率は各区で異なります)。また23区が計算方法移行することで、東京都内の市区町村全てが所得額をもとにした計算方法となりました。

なお、全国の約99%の自治体が、豊島区と同じく所得額(算定基礎額)をもとに計算する方式を採用しています。

Q3 経過措置を受けるのに申請が必要ですか?

A 国民健康保険課に申請する必要はありません。ただし、所得の無い方でも、正しい国民健康保険料算定のために、住民税の申告をお願いします。



保険料の経過措置

平成23年度から保険料の計算方法が変わりました。それに伴い、平成23・24年度の2年間、経過措置を実施します。平成23年度は、算定基礎額を下記の段階に応じて減額し、所得割額を計算します。

対象者	経過措置後の算定基礎額
①住民税が非課税の方	平成22年分の総所得金額等－基礎控除額33万円から、その75%を減額
②住民税の課税標準額*が100万円以下で平成22年分の総所得金額等－基礎控除額33万円が課税標準額の1.5倍を超える方	平成22年分の総所得金額等－基礎控除額33万円から、課税標準額の1.5倍を超える部分の50%を減額
③住民税の課税標準額*が100万円超で平成22年分の総所得金額等－基礎控除額33万円が課税標準額の1.5倍を超える方	平成22年分の総所得金額等－基礎控除額33万円から、課税標準額の1.5倍を超える部分の25%を減額

*住民税の課税標準額＝前年の総所得金額等－所得控除額の合計

- ◆①～③の経過措置の判定は、世帯の中の加入者ごとに行います。
- ◆倒産・解雇・雇い止めにより離職した方の場合、申請により、算定基礎額及び課税標準額は、給与所得を100分の30として算定します。ただし、措置①の課税・非課税の判定は、軽減前の住民税課税状況に基づき判定します。

保険料の均等割額の減額について

国民健康保険に加入している方の前年の所得(加入されていない世帯主及び特定同一世帯所属者*分を含む)が一定基準以下の世帯は、保険料の均等割額が減額になります。

減額基準日は、平成23年4月1日(賦課基準日)で、新規加入者は、国民健康保険の資格を得た日です。

*特定同一世帯所属者とは…後期高齢者医療保険への加入により国民健康保険を喪失した方で引き続き同じ世帯に属する方(喪失後5年以内の方)。

◆住民税が未申告の場合は適用されません。

前年の世帯の総所得金額等の合計額	減額率	一人当たりの均等割額(年額)		
		基礎(医療)分	後期高齢者支援金分	介護分
33万円以下	7割	9,360円	2,610円	3,960円
33万円+世帯主を除く加入者数×24万5千円以下	5割	15,600円	4,350円	6,600円
33万円+加入者数×35万円以下	2割	24,960円	6,960円	10,560円

◆75歳に達する社会保険加入者に扶養されていた前期高齢者(65歳～74歳)については、国保加入から当分の間、所得割を免除し、均等割額が2分の1に減額されます。

倒産・解雇などで離職された方へ

倒産・解雇・雇い止めなどで離職し、国保に加入した方は、申請により保険料が軽減されます。

●軽減内容

保険料を算定する際、失業されたご本人の給与所得を30/100とみなして計算します。高額療養費等においても、ご本人の給与所得を30/100として所得区分を判定します。

●対象者

- ①離職日が平成21年3月31日以降
- ②離職日現在の年齢が65歳未満
- ③雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11・12・21・22・23・31・32・33・34のいずれか

●軽減期間

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで、平成22年度保険料より軽減します。

●申請方法

「雇用保険受給資格者証」と「保険証」をお持ちの上、国民健康保険課までお越しください。

平成23年度保険料の計算例

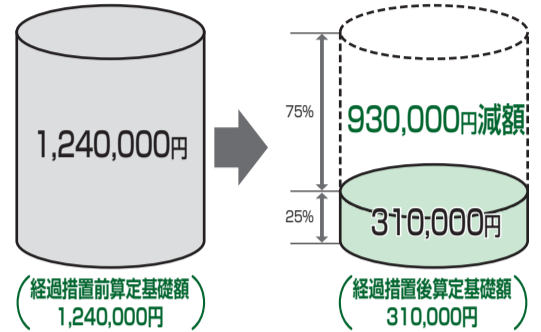
ケース1

世帯員は全員40歳未満 4人世帯

Aさん(世帯主): 給与所得1,570,000円
住民税の課税標準額0円(住民税非課税)
Bさん、Cさん、Dさん: Aさんの扶養のため無所得

経過措置前の算定基礎額	内容
Aさん	1,240,000円 (1,570,000円 - 330,000円)
Bさん、Cさん、Dさん	それぞれ0円
加入者全員の算定基礎額の合計	= 1,240,000円

Aさんは経過措置①に該当するので…



	算定基礎額	所得割額料率	均等割額	加入者数	保険料額
基礎(医療)分	310,000円	× 6.13%	+ 24,960	× 4人	= 118,843
後期高齢者支援金分		× 1.96%	+ 6,960	× 4人	= 33,916
					保険料合計 152,759円

*均等割額については、2割減額に該当しています。

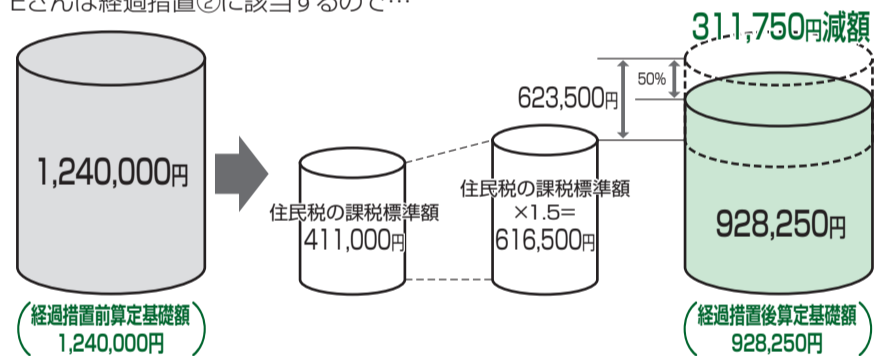
ケース2

世帯員は全員40歳未満 2人世帯

Eさん(世帯主): 給与所得1,570,000円
住民税の課税標準額411,000円(住民税40,000円)
Fさん: Eさんの扶養のため無所得

経過措置前の算定基礎額	内容
Eさん	1,240,000円 (1,570,000円 - 330,000円)
Fさん	0円
加入者全員の算定基礎額の合計	= 1,240,000円

Eさんは経過措置②に該当するので…



	算定基礎額	所得割額料率	均等割額	加入者数	保険料額
基礎(医療)分	928,250円	× 6.13%	+ 31,200	× 2人	= 119,301
後期高齢者支援金分		× 1.96%	+ 8,700	× 2人	= 35,593
					保険料合計 154,894円

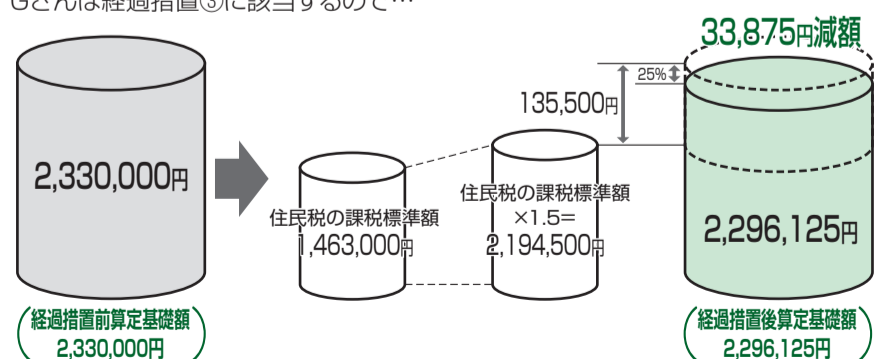
ケース3

世帯主は55歳、世帯員2人は40歳未満 3人世帯

Gさん(世帯主): 給与所得2,660,000円
住民税の課税標準額1,463,000円(住民税142,700円)
Hさん、Iさん: Gさんの扶養のため無所得

経過措置前の算定基礎額	内容
Gさん	2,330,000円 (2,660,000円 - 330,000円)
Hさん、Iさん	0円
加入者全員の算定基礎額の合計	= 2,330,000円

Gさんは経過措置③に該当するので…



	算定基礎額	所得割額料率	均等割額	加入者数	保険料額
基礎(医療)分	2,296,125円	× 6.13%	+ 31,200	× 3人	= 234,352
後期高齢者支援金分		× 1.96%	+ 8,700	× 3人	= 71,104
介護分		× 1.47%	+ 13,200	× 1人	= 46,953
					保険料合計 352,409円